農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条 第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記 のとおり公表する。

令和2年 3月23日

久喜市長 梅田 修一

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲
  - 江面地区
  - 清久地区
  - · 菖蒲町菖蒲地区
  - 菖蒲町三箇地区
  - 菖蒲町小林地区
  - 菖蒲町栢間地区
  - 栗橋東部地区
  - 粟原地区
  - 中妻 久本寺地区
  - · 上内 · 下新井地区
  - · 八甫 · 東大輪地区
  - · 外野 · 上川崎地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年 3月17日

## 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)

地区名	個人	法人等	集落営農 (任意組織)	# <u></u>
江面地区	4	2	0	6
清久地区	1 7	1	0	1 8
菖蒲町菖蒲地区	1 5	2	0	1 7
菖蒲町三箇地区	9	3	0	1 2
菖蒲町小林地区	1 8	2	0	2 0
菖蒲町栢間地区	4	3	0	7
栗橋東部地区	2 4	0	0	2 4
粟原地区	1	0	0	1
中妻・久本寺地区	3	0	0	3
上内・下新井地区	2	0	0	2
八甫・東大輪地区	1	1	0	2
外野・上川崎地区	0	1	0	1
計	9 8	1 5	0	1 1 3

#### 4. 3から見た地域における担い手の確保状況

地区名	状況
江面地区	担い手はいるが十分ではない
清久地区	担い手はいるが十分ではない
菖蒲町菖蒲地区	担い手はいるが十分ではない
菖蒲町三箇地区	担い手はいるが十分ではない
菖蒲町小林地区	担い手はいるが十分ではない
菖蒲町栢間地区	担い手はいるが十分ではない
栗橋東部地区	担い手はいるが十分ではない
粟原地区	担い手はいるが十分ではない
中妻・久本寺地区	担い手はいるが十分ではない
上内・下新井地区	担い手はいるが十分ではない
八甫・東大輪地区	担い手はいるが十分ではない
外野・上川崎地区	担い手はいるが十分ではない

### 5. 将来の農地利用のあり方

5. 将来の農地利用のあり 地区名	あり方
江面地区	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
清久地区	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
菖蒲町菖蒲地区	・担い手に集積・集約化する
	・担い手の分散錯圃を解消する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する
菖蒲町三箇地区	・担い手に集積・集約化する
	・担い手の分散錯圃を解消する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する
菖蒲町小林地区	・担い手に集積・集約化する
	・担い手の分散錯圃を解消する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する
菖蒲町栢間地区	・担い手に集積・集約化する
	・担い手の分散錯圃を解消する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する +14/6+1/-   **   **   **   **   **   **   **
	・耕作放棄地を解消する
栗橋東部地区 	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
<b>垂</b> 臣 仲 区	する。セルチェ生徒、生物ルナス
栗原地区 	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化     する
由事。5 未去地区	, -
中妻・久本寺地区	・担い手に集積・集約化する

地区名	あり方
上内・下新井地区	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する
八甫・東大輪地区	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する
外野・上川崎地区	・担い手に集積・集約化する
	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化
	する
	・耕作放棄地を解消する

# 6. 5についての農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
江面地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
清久地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
菖蒲町菖蒲地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として
	農地中間管理機構に貸し付ける
	・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換
	しようとする人は、原則として農地中間管理機構
	に貸し付ける
菖蒲町三箇地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として
	農地中間管理機構に貸し付ける
	・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換
	しようとする人は、原則として農地中間管理機構
	に貸し付ける

地区名	活用方針
菖蒲町小林地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として
	農地中間管理機構に貸し付ける
	・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換
	しようとする人は、原則として農地中間管理機構
	に貸し付ける
菖蒲町栢間地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として
	農地中間管理機構に貸し付ける
	・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換
	しようとする人は、原則として農地中間管理機構
	に貸し付ける
栗橋東部地区 	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として
	農地中間管理機構に貸し付ける
粟原地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
中妻・久本寺地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
上内・下新井地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける
八甫・東大輪地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
All may 1 1/11/2/1/ had	構に貸し付ける
外野・上川崎地区	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機
	構に貸し付ける

### 7. 今後の地域農業のあり方

7. 今後の地域農業のあり	
地区名	あり方
江面地区	・新規就農の促進
	・耕作放棄地解消
清久地区	・新規就農の促進
	• 耕作放棄地解消
菖蒲町菖蒲地区	・生産品目の明確化
	<ul><li>・中心経営体への農地の集約</li></ul>
	・新規就農の促進
	• 耕作放棄地解消
	・農業経営の法人化
	・6次産業化
	• 高付加価値化
菖蒲町三箇地区	・生産品目の明確化
	<ul><li>・中心経営体への農地の集約</li></ul>
	・新規就農の促進
	• 耕作放棄地解消
	・農業経営の法人化
	・6 次産業化
	・高付加価値化
菖蒲町小林地区	・生産品目の明確化
	<ul><li>・中心経営体への農地の集約</li></ul>
	・新規就農の促進
	• 耕作放棄地解消
	・農業経営の法人化
	・6次産業化
	• 高付加価値化
菖蒲町栢間地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進
	• 耕作放棄地解消
	・農業経営の法人化
	・6 次産業化
	• 高付加価値化
栗橋東部地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進

地区名	あり方
粟原地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進
中妻・久本寺地区	・6次産業化
	• 高付加価値化
	・中心経営体への農地の集約
上内・下新井地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進
八甫・東大輪地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進
外野・上川崎地区	・中心経営体への農地の集約
	・新規就農の促進